愛知淑徳大学における公的研究費等の運営及び管理に関する規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、愛知淑徳大学（以下、「本学」という。）の公的研究費等の運営及び管理に必要な事項を定め、公的研究費等の不正使用を防止し適切な運営及び管理を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において公的研究費等とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、本規程の第１７条及び第２４条から第２９条は第２号に掲げる研究費のみ適用する。

（１）本学の教育研究費等及び私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置によるもの（以下、「私立大学等経常費補助金等」という。）

（２）各省庁又はそれらが所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金によるもの（以下、「競争的資金等」という。）

（３）企業等の自己資金から配分される研究費、寄付金によるもの（以下、「受託研究費等」という。）

２　公的研究費等の運営とは、本学において、不正が行われないように、組織や環境を整備して、不正等の発生の可能性を把握し、業務上の基準や手続きを定めることをいう。

３　公的研究費等の管理とは、定められた業務上の基準や手続きを遵守し、公的研究費等を公正かつ適正に取り扱うことをいう。

（適用）

第３条　この規程は、本学に所属する公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（教職員のみならず、本学の学生（研究生、その他本学において修学する者を含む）を含む。以下、「教職員等」という。）に適用する。

（遵守事項）

第４条　本学は、本学又は本学に所属する教職員等が公的研究費等の交付を受けて研究を行う場合、法令及び学内規程等に従って大学としての公的研究費等の運営・管理を行う責任を果たすものとする。

２　教職員等は、公的研究費等による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程及び研究活動上の行動規範等本学諸規程並びに研究活動に係る法令を遵守するとともに、公的研究費等の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

３　教職員等は、本学が定期的に実施する「コンプライアンス研修会」を受講しなければならない。また、教職員等は公的研究費等の適正な執行を約するため、誓約書に自署し、最高管理責任者に提出しなければならない。

第２章　公的研究費等の管理体制

（最高管理責任者）

第５条　本学における公的研究費等の管理及び不正行為防止に関し最終的な責任及び権限を有する者（以下、「最高管理責任者」という。）として、学長を充てる。

２　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第６条に定める統括管理責任者及び第８条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

３　不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する大学協議会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。

４　最高管理責任者が不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

（統括管理責任者）
第６条　本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費等の管理及び不正防止に関し本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下、「統括管理責任者」という。）を置き、副学長をもって充てる。
２　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止対策の基本的方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
３　統括管理責任者は、公的研究費等の管理事務のうち、特に重要な事項については事前に最高管理責任者と相談し、同意を得るものとする。
第７条　欠番

（コンプライアンス推進責任者）
第８条　各学部・研究科等に、当該学部・研究科等における公的研究費等の管理及び不正防止に関し実質的な権限と責任を有する者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、各学部長・各研究科長をもって充て、学部・研究科に属さない部局は統括管理責任者を充てる。
２　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める役割を果たすものとする。
（１）自己の管理監督又は指導する学部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
（２）不正防止を図るため、学部等内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
（３）自己の管理監督又は指導する学部等において、定期的に啓発活動を実施する。
（４）自己の管理監督又は指導する学部等において、教職員等が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
３　副コンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。副コンプライアンス推進責任者は、不正行為等のモニタリングの状況を必要に応じてコンプライアンス推進責任者へ報告する。

第３章　適正な運営及び管理のための環境整備

（通報窓口）
第９条　公的研究費等にかかる不正使用に関する通報・申立（以下、「申立等」という。）及び相談を受け付けるための窓口（以下、「通報窓口」という。）は、コンプライアンス推進責任者、総務事務室及び外部に設置することができる。

（申立等の受付方法）
第10条　公的研究費等にかかる不正使用に関する申立等は、電話・電子メール・ＦＡＸ・書面及び面会で行うものとする。
２　申立等は、顕名により行われ、不正使用を行ったとする者、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。
ただし、申立者は氏名の秘匿を希望することができる。

（不正使用にかかる情報の報告）
第11条　第９条の規定により、不正使用に関する申立等及び相談を受けた場合は、統括管理責任者に速やかに報告しなければならない。
２　前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に速やかに報告しなければならない。

（不正行為防止対策委員会）
第12条　本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、不正行為防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を置く。
（１）不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動等の計画を含む公的研究費等及び研究活動における不正行為防止対策に関する事項
（２）その他最高管理責任者が必要と認めた事項
２　対策委員会は、次の委員をもって組織する。
（１）統括管理責任者

（２）愛知淑徳大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の第６条で規定する研究倫理教育責任者
（３）コンプライアンス推進責任者
（４）副コンプライアンス推進責任者
（５）その他最高管理責任者が必要と認めた者
３　前項第５号に規定する委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
４　対策委員会の委員長は、第２項第１号の統括管理責任者をもって充てる。
５　対策委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

第４章　公的研究費等に関する不正に係る調査、処分等

（調査実施の決定）
第13条　最高管理責任者は、第１１条第２項の報告を受けてから３０日以内に、調査を行うか否かを決定する。
２　最高管理責任者は、前項の決定をするために、必要に応じて予備調査を行うことができる。予備調査は最高管理責任者が指名する３名の委員によって構成される予備調査委員会が行う。
３　最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、申立者、被申立者に対し、調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。調査を行わないことを決定した場合、申立者に対し、調査を行わない旨及びその理由を通知する。

（調査委員会）
第14条　最高管理責任者は、調査を行うことを決定した日から速やかに、調査委員会を設置し、調査を開始する。
２　調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、委員長が必要と認めた者若干名をもって組織する。
３　調査委員会には本学に属さない外部有識者を半数以上含むものとする。
４　全ての調査委員は本学及び申立者、被申立者と直接の利害関係を有しない者を充てる。
５　最高管理責任者は、申立者及び被申立者に対し、調査委員会の委員の氏名及び所属を通知する。
６　申立者及び被申立者は、前項の通知後７日間以内に、委員について異議申立てを行うことができる。
７　前項の異議申立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、委員を変更する。ただし、変更した場合の新たな異議申立ては認めない。
８　調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を行う。

（調査結果の認定等）
第15条　調査委員会は速やかに調査結果をまとめ、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

（調査結果の通知）
第16条　前条の規定により報告を受けた最高管理責任者は、当該調査結果を速やかに申立者、被申立者に文書で通知するものとする。

（不正使用の対応）
第17条　最高管理責任者は、競争的資金等において不正使用が生じた場合には、次の各号に定める対応を行うものとする。
（１）申立等の受付から３０日以内に、申立等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。
（２）調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
（３）申立等の受付から、２１０日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

（４）調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
（５）調査に支障がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
２　最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

（不服申立て）
第18条　被申立者は、第１６条に規定する通知があった日の翌日から起算して１４日以内に、最高管理責任者に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
２　前項の規定は、申立等が悪意に基づくものと認定された申立者の不服申立てに準用する。
３　最高管理責任者は、不服申立てがあったときは、申立者に通知する。

（不服申立ての審査）
第19条　前条の不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
２　調査委員会（前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、最高管理責任者に報告する。
３　前項の規定による報告を受けた最高管理責任者は、再調査の実施の有無を速やかに決定し、不服申立ての却下又は再調査の決定について、申立者及び被申立者に報告する。
４　調査委員会は、最高管理責任者が不服申立ての再調査の実施を決定した場合、被申立者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は速やかに最高管理責任者に報告し、当該報告を受けた最高管理責任者は、被申立者に当該決定を通知する。
５　調査委員会は、再調査を行う場合は、５０日以内に、調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を被申立者及び申立者に通知する。
６　前項の規定にかかわらず、悪意に基づく申立の再調査を行う場合、３０日以内に再判定を行い、その結果を、申立者、申立者が所属する機関及び被申立者に通知するとともに、加えて、配分機関及び関係省庁に報告する。
７　申立者及び被申立者は、前第４項及び第５項の再調査結果に対して、異議を申し立てることはできない。

（調査結果の公表）
第20条　最高管理責任者は、不正使用が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等の調査結果を公表しなければならない。
２　最高管理責任者は、再発防止の観点から、本学において発生した不正の調査結果及び処分について、教職員等に周知する。

（不正使用等への処置）
第21条　最高管理責任者は、不正使用が行われたと認定した場合は、被申立者に対し、ただちに当該不正使用に係る研究に対する資金の使用中止を命ずる。
２　最高管理責任者は、被申立者に対し、必要と認める場合は就業規則第７３条に基づく懲戒処分を検討するなどにより、適切な処置をとるとともに、不正使用と認定した論文等の取り下げを勧告するものとする。
３　前項前段の規定は、申立等が悪意に基づくものと認定された申立者について準用する。
４　私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得るものとする。

（調査中における一時措置）
第22条　最高管理責任者は、調査が開始された場合は、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究に対する資金の支出を停止する。

（申立者及び被申立者の保護）
第23条　最高管理責任者は、申立者及び被申立者の氏名等並びに申立等の内容について、当該事案の調査結果を公表するまで、申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。
２　申立者は、悪意に基づく申立等であることが判明しない限り、単に申立等をしたことを理由に、懲戒処分等不利益な取扱いを受けることはない。
３　被申立者は、相当な理由なしに、単に申立がなされたことのみをもって、懲戒処分等不利益な取扱いを受けることはない。

第５章　公的研究費等の適正な運営及び管理のための施策

（競争的資金等の使用）
第24条　競争的資金等の使用に係る取扱いについては、別段の定めあるものを除き、本学経理規程、本学競争的資金等の管理・監査体制に係る運用、その他の本学の関連規程、取扱いを準用する。

（援助・支援等）
第25条　競争的資金等を使用して研究を行う教職員等に対し、学部等事務室は次の各号に定める支援・援助等を行う。
（１）競争的資金等に係る事務処理要項の作成、周知
（２）愛知淑徳大学における競争的資金等の管理・監査体制に係る運用に定めるモニタリング
（３）競争的資金等に関する学内外からの相談受付窓口業務

（納品検収）
第26条　競争的資金等による購入物品等の納品検収については、別に定める。

第６章　モニタリング等

（監査体制）
第27条　最高管理責任者は、競争的資金等の適正使用を監査するため、内部監査室に監査を実施する権限を付与し、内部監査を行う。
２　内部監査室は監事及び会計監査人と連携して監査にあたる。また、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的資金等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。
なお、内部監査については学校法人愛知淑徳学園内部監査規程に定める。
３　内部監査室は、監査の結果について、文書をもって最高管理責任者及び監事に報告する。

（管理・監査体制の見直し）
第28条　最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえ、適宜、管理・監査体制の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

第７章　雑則

（情報の公開）
第29条　本学は、公的研究費等の運営・管理に関する情報のうち、本規程の他、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。
（１）不正防止計画
（２）競争的資金等に係わる課題名等の基本情報
（３）その他、最高管理責任者が必要と認める事項

（規程の改廃）
第30条　この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

（事務）
第31条　この規程に関する事務は、総務事務室で行う。

（雑則）

第32条　この規程に定めるもののほか、公的研究費等にかかる不正使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２　愛知淑徳大学における研究活動不正行為防止に関する規程（平成２０年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この附則は、令和７年４月１日から施行する。